

平素は、県政の推進についてご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、太陽設備宝塚発電所開発計画に関するご要望をいただきました件について、知事に代わり県の考え方を回答します。

県では、太陽光発電施設の設置に関し、地域環境との調和を図ることを目的に、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（太陽光条例）」を制定しました。

太陽光条例では、事業区域の面積が5,000㎡以上の太陽光発電施設を設置する際に、設置者に対して事業計画の届出を義務付けており、その際、施設基準への適合と近隣関係者への説明を求めています。

ご要望にある「太陽設備宝塚発電所開発計画」については、昨年11月18日に事業計画届出書を受理しており、現在、施設基準への適合状況等を確認しているところです。

いただきましたご要望につきましては以下のとおり対応し、地域との調和の図られた太陽光発電施設の適正な設置に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1 「工事期間を含め事業による災害、住環境や景観の悪化、災害時の補償、事業撤退後の修景など地域の懸念する事項を解消すること」について

太陽光条例には「土地造成に伴う崖崩れや土砂流出に対する防災上の措置」、「太陽光パネルの構造耐力上の安全性確保」、「周辺地域の景観との調和」、「廃止後の太陽光パネルの撤去及び跡地の修景」等に関する施設基準を定めており、当該基準に適合させるよう設置者に対して指導していきます。

- 2 「規模の大きさに鑑み、開発にあたって自主的に環境アセスメントを受けること。少なくとも専門家の意見を聞き、生態系保全を行うこと」について

生態系の保全を目的に、専門家の意見を聴きつつ周辺環境への影響も考慮した自然環境調査を行うよう設置者に対して指導していきます。

- 3 「更なる説明及び協議すること」について

太陽光条例では、近隣関係者への事業計画の説明を義務付けており、引き続き、地域の方の理解に努めるよう設置者に対して指導していきます。

令和2年2月18日

宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会

会長 松原 孝彦 様

兵庫県県土整備部住宅建築局長

西谷 一盛

兵庫県農政環境部環境管理局长

菅 範昭

【お問い合わせ先】

県土整備部住宅建築局建築指導課

TEL 078-362-3646

農政環境部環境管理局環境影響評価室

TEL 078-362-9086